



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙期日 1
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 1
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 2
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の竹富町の投票期日 2
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所 2
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 3
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の投票用紙の色 3
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙運動費用支出制限額 3
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙におけるポスターを掲示することのできる日 3
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙会の日時及び場所 3
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙長の事務を行う場所 4
- 参議院沖縄県選出議員補欠選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 4

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第14号

平成16年 7 月11日に執行された参議院沖縄県選出議員選挙で選出された議員の欠員に伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第4号の規定に基づき、参議院沖縄県選出議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成19年 4 月 5 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙期日 平成19年 4 月22日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

沖縄県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成19年沖縄県選挙管理委員会告示第12号は、廃止する。

平成19年 4 月 5 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,013

- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 241,769
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	14,798
うるま市	29,193
沖縄市	32,418
宜野湾市	22,570
浦添市	26,772
那覇市	81,173
豊見城市	13,371
南城市	10,393
糸満市	14,178
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,673
石垣市（八重山郡を含む。）	13,483
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,394
中頭郡	36,260
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	22,533

沖縄県選挙管理委員会告示第16号

平成19年4月5日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

種別	氏名	住所
選挙長	阿波連本伸	那覇市泉崎2丁目17番地の9
選挙長職務代理者	佐和田清	西原町字我謝8番地の107

沖縄県選挙管理委員会告示第17号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、次のとおり定める。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

全投票区 平成19年4月21日

沖縄県選挙管理委員会告示第18号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

1 日時 平成19年4月5日 午後5時30分

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第19号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

1 日時 平成19年4月6日 午後5時30分

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第20号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

用紙の色 薄い黄色

印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第21号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

制限額 候補者1人につき 37,358,000円

沖縄県選挙管理委員会告示第22号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

ポスターを掲示することができる日 平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会告示第23号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年4月5日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

1 日時 平成19年4月25日 午前9時30分

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎7階 第4会議室

参議院沖縄県選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成19年4月5日

参議院沖縄県選出議員補欠選挙

選挙長 阿波連 本伸

平成19年4月5日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 企業局第1・第2会議室
平成19年4月5日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選出議員補欠選挙選挙長告示第2号

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年4月5日

参議院沖縄県選出議員補欠選挙

選挙長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成19年4月19日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月 1,800円</p>
---	---